

平成28年7月20日

## 解体工事に係る入札参加資格等の取扱いについて

契約検査課

### 1 建設業法改正の概要

- 平成28年6月1日から建設業許可に係る業種区分として「解体工事業」が新設されました。
- 平成28年6月1日時点で、「とび・土工工事業」の建設業許可を受けて、解体工事業を営んでいる建設業者は、平成31年5月31日までの3年間は、「解体工事業」の許可を受けずに解体工事を施工することができます。平成31年6月1日以降は、解体工事業の許可が必要となります。

### 2 本市における解体工事の発注の取扱い

本市が「とび・土工・コンクリート工事」で発注していた解体工事について、平成28年6月1日以降は「解体工事」で発注・公告を行います。

当該工事の入札に参加するために必要な入札参加資格等は、次の区分のとおりとなります。

区 分	平成28年6月から 平成29年3月まで	平成29年4月から 平成31年5月まで
入札参加資格認定に必要な建設業許可	とび・土工工事業(経過措置適用)	解体工事業 とび・土工工事業(経過措置適用)
解体工事に係る入札参加資格(発注業種)	【平成27・28年度名簿】 「とび・土工・コンクリート工事」 の認定を受けた者	【平成29・30年度名簿】 「解体工事」(※新設)の認定を受けた者
入札参加資格申請に係る完成工事高の取扱い		解体工事業 ・「解体」の完成工事高 とび・土工工事業(経過措置適用) ・「とび・土工・コンクリート」 と「解体」の完成工事高の合算

※平成29・30年度の建設工事の入札参加資格を認定する業種に「解体工事」を新設します。